

## 小郡市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成29年4月1日  
規程第 26号

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小郡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 会長については、月額90,000円の報酬を支給する。

(2) 常務理事については、通勤手当、賞与、報酬を支給する。

通勤手当は、嘱託職員就業規則第20条(3)の規定に準ずる額

賞与は、嘱託職員就業規則23条の規定に準ずる額

報酬額は、月額185,000円を支給する

(3) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に旅費日当として日額2,000円の費用を弁償する。

(4) 会長・常務理事が職務のため出張したときは、職員規程別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 会長・常務理事に対する報酬の支給時期は、嘱託職員就業規則職員第21条に準じた日とする。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人小郡市社会福祉協議会会長報酬及び常務理事の給与等に関する規定（平成27年4月1日規程第21号）は平成29年3月31日で廃止する）